

令和7年度 第4回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和8年3月19日（木）午後2時から午後4時25分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

出席者

【委員】橋本委員長、秋澤委員、五十嵐委員、岩澤委員、笥委員、竹内委員
武尾委員、玉井委員、椿委員、星名委員、三浦委員、安田委員

（欠席）大島副委員長、今津委員、工藤委員

【事務局】介護保険課：茂木課長、北川課長補佐、塩谷主査、本松係長、安藤係長、
桂係長、川口係長、青井主任、大野主任、竹内、山崎、高木

福祉総務課：清家係長

地域福祉課：中島課長、栗原課長補佐、西山課長補佐、内田

指導監査課：森課長、佐藤課長補佐、高山係長、澤村主任、小野寺

健康増進課：川田課長、竹内課長補佐、田杭主任

【傍聴者】なし

1 開会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

2 委員紹介

2名の委員委嘱（交代）が行われたため、新任委員の紹介を行った。

3 議題

（1）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から【資料2】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 4ページの13番目、認知症対応型通所介護について、令和7年度の計画値は16万円だが、実績見込は209万円となっている。計画値が16万となっている理由について確認したい。

事務局 令和7年度は第9期介護保険事業計画の最終年度に当たるが、その推計は令和5年度に行った。推計は令和5年度以前の利用実績に基づいて行うが、ご指摘のサービスに関して令和2年度から4年度までの利用者数が0人であったため、事業費の見込額として最低限の額となっている。

- 委員 数字が増えた事情は承知したが、実際の現場から見て何か感じるようなことはあるか。
- 事務局 9期計画時においては、要介護認定者よりも要支援認定者の方が増加している傾向にある。高齢者の体の状態が良くなり認定の軽度化が進んでいるようであれば喜ばしいことだが、計画値との比較においては少人数のズレが、計画値との乖離につながる所以その点は悩ましい。
- 委員 1ページの4の認定申請について、要介護認定の更新の結果、状態が改善した件数は把握しているか。また、5のサービス利用者数のうち、事業対象者の利用率が60%弱と低い理由について見解を伺いたい。
- 事務局 まず1点目、更新申請の結果、状態が改善した件数については、現時点では把握していない。
- 2点目の事業対象者についてだが、推測が入ってしまうが、事業対象者は要支援・要介護認定と違って、有効期限がない。そのため1度事業対象者となると、要支援・要介護認定を受けない限りは、事業対象者のままと扱いになっている。おそらく当初はサービスを利用していたが、サービスを中止した方がある程度いるので、利用率が低くなっているのではないかと考えている。
- 委員 これらの質問を行った意図としては、状態が改善した人が、例えばどういうサービスを使って、どういう効果がでて、改善に向かったのかということを経験的に調べれば、状態改善の糸口が掴めるのではないかと考えたからである。もしそういう数字があればぜひ教えていただければと思う。
- 事務局 重要な視点であると考えている。第10期計画を策定していく中で様々な統計分析を行いながら社会福祉審議会高齢福祉専門分科会での審議を経ていくので、それらの資料について、介護保険運営協議会でも情報提供を行っていきたい。
- 委員 4ページの介護予防サービス費について、100%以上の支出となる場合のリスクをどのように考えているのか。例えば、令和7年度予算を編成する際に、前年度実績に応じた金額算定を行うことは行わないのか。また、100%を超えてしまった場合の取り扱いについて確認したい。
- 事務局 令和7年度予算金額の算出方法についてだが、介護保険事業計画期間中の予算額については、給付費総額が計画見込額を上回る場合は、予算額を増額変更する場合もあるが、総額枠内で収まる場合は、内訳は修正せず、計画値での計上としている。なお、介護予防サービス費は計画額を上回っているが、介護サービス費を加えた保険給付費全体であれば計画値の枠内で収まっている。また、100%を超えた場合の取り扱いについてだが、計画値を上回る給付見込となる場合は、予算額を増加補正する対

応を行う。なお、この増額分については介護保険法の規定に基づく公費負担分及び保険料負担分の金額が増額されることとなる。

委員 承知した。

(2) 追浜地域包括支援センターの委託先法人変更について

【承認事項（事前）】

事務局から【資料3】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 説明の際に言及されていたと思うが、職員の確保状況が一番の気掛かりであるため、その点について改めて確認させてもらいたい。

事務局 現在の職員の皆様は、後継のユーアイ二十一様から全職員を雇用したいとのお申し出をいただいている。中には体調面などの不安から採用を辞退される方もいると聞いているが、大部分の職員が残留されると聞いているため、その点は大丈夫であると考えている。

委員 湘南福祉協会は追浜地域包括支援センターを何年運営されていたのか。
事務局 制度が開始された平成18年度中から運営を開始している。

委員 地域包括支援センターは地域性もあるため、その地域にある法人が選ばれるのがよくあるパターンだと考えている。後継の法人は追浜エリアで施設や事業所を運営されているのか。

事務局 選定にあたっては、追浜エリア内でそういった法人が所在していれば、そこに声をかけたいと考えていたが、条件に合致する法人はなかった。そのため、次の段階として、高齢福祉事業を運営している社会福祉法人等に声をかけた経緯となっている。なお、ユーアイ二十一は追浜エリアには事業所を持っていないが、市内の安浦や馬堀、また県内の他自治体で事業所を多数運営されている。法人側からは、現在は拠点を持っていないが、今回の受託を契機に自分たちの持っている思いを伝えていけるような事業所にしていきたいというようなお話を頂いている。

委員 包括の委託先変更に伴い利用者の方に不利益が生じないように、うまくフォローアップしてもらえればと思う。対応をよろしく願います。

事務局 承知した。

委員 湘南福祉協会から受託を終了したいとの申出がありと書かれているが、もう少し詳しく伺いたい。変更日が4月1日からということであれば、今回の協議会ではなく、昨年12月の協議会で議題として提出し、慎重に議論を行うべきではなかったのかと感じている。このタイミングでの提出だと、「先が決まっているから何とかしてください」というふうにも見えてしまう。これまでの経緯を、もう少し詳細に確認させて頂きたい。

- 事務局 委員のご指摘はごもっともだと思います。各法人の状況に立ち入って説明することになるため、なかなか説明できない部分もあるということをご承知おきいただきたい。まず、湘南福祉協会は3月31日をもって法人廃止されるとのことである。最初にご相談をいただいたのが夏から秋口にかけての頃で、半年先には法人を廃止したいとのことであった。それを受け、追浜エリアで後継として担えるような法人を探したが、該当はなかった。次の段階として、市内の特別養護老人ホームや地域包括支援センターを運営している法人に対しての投げかけを行ったのが10月頃だった。その中でユーアイ二十一様から11月の末頃に受託の上げがあった。ただし、法人としての最終意思決定には、年末の理事会の承認を受ける必要があり、その理事会での承認が得られたのが12月25日だった。昨年12月19日に開催した介護保険運営協議会で議題提出すべきだったのではないかと委員からのご指摘を受けたが、その時点では、法人理事会の承認が得られていないため、議題提出ができなかったというのが実情である。経緯としては以上であるが、こちらの審議については、結論ありきということではなく、しっかりとご説明を尽くしたいと考えているので重ねてご質問等があればよろしくお願いいたい。
- 委員 母体となる法人がなくなってしまうのであれば致し方なく経過的な点も承知した。ただ、一番心配している点は、地域包括支援センターの職員のモチベーションやマインドについてである。母体となる法人が変わるということは気持ちに大きく影響すると思うが、給与面や待遇について全く変わらずに引き継がれることになるのか。
- 事務局 給与等についての質問をいただいたが、法人内での処遇については把握していないため回答はできない。委員ご指摘のとおり、法人が変わることでモチベーションが上がったり下がったりすることは当然あると思う。その点については、行政側でしっかりと支えていきたい。
- 委員 直営の包括を設置することは検討しなかったのか。
- 事務局 直営の地域包括支援センターの設置は現時点では考えていない。
- 委員 確認したいのだが、今回の法人変更については、既に決定事項として事後承認という整理で間違いないか。
- 事務局 法人変更については、事前の承認事項となるので、事後承認ではなく、事前をお願いをしたい。
- 委員 今回の法人変更について、市内の事業所間で文書が出回っている。事前の承認事項であるのであれば、事業所変更のお知らせの送付時期等について、事務準備等でやむを得ない事情があったにせよ、もう少し細かく指導をされていた方が良かったと思う。

- 事務局 ご心配をお掛けし申し訳ない。私共もお伝えをしていたつもりではあったが、しっかりと伝わっていなかったのではないかと感じている。同様な事例が生じた場合には、丁寧に事務を進めていきたい。
- 委員 今回の案件については噂では流れてきていて、ある程度経緯も承知しているが、よくぞ話がまとまったなと思っている。現在介護分野では、人材不足や経営難もあり事業継承してくださる法人を選定するだけでもかなり一苦労だったと思う。また、他の委員の方々がおっしゃったように、順序が少しあべこべというご意見もあったので、今後同様の案件が生じた場合は、文書協議でも結構なので、臨時会を開催することも検討されてはと思う。
- 事務局 今後、同様な案件が生じた場合は、ご提案頂いた臨時会の開催について開催方法の検討も含め検討したい。
- 委員長 そのほかは如何か。
それでは、追浜地域包括支援センターの委託先法人変更については承認ということによろしいか。
(異議なし)
- 委員長 それでは、この議題について承認する。

(3) 介護予防支援事業所について

【意見聴取事項（事前）】

①介護予防支援事業所の指定について

②介護予防支援事業所の廃止について

事務局から【資料4】【資料5】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 資料4の4ページに「⑤相談室」の写真が載っているが、「⑤相談室（入口）」と表示するなど、もう少し見やすく出来なかったか。
- 事務局 今後はそのように記載するよう心掛ける。
- 委員 介護予防支援事業所の人員配置については、マイナスからのスタートという理解でよいか。
- 事務局 4月以降の人員配置についてはまだ届出を受付けていないので、現時点ではわからない。旧法人から引き継がれない職員の不足については、新法人での新規雇用で対応されるのか、又は、法人内での異動による対応をされることになると承知している。

(4) 地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託について

【承認事項】

事務局から【資料6】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 資料Bに、廃止事業所が一つ含まれていると思うが確認したい。
- 事務局 ご指摘の事業所は事業所名称の変更であり、廃止という取扱いにはならない。現在、事業所名称の届出書の内容確認を行っているところである。
- 委員 公正中立性の確保するための基準として、委託割合を基準とすることはどうかと思う。また、この数値を出すために地域包括支援センターの事務量が增加しているのではないかと懸念している。
- 事務局 公正中立に委託しているか、つまり偏りなく委託できているかという視点で今回の提案をさせていただいた。また、集計は市で行っているため、今回の資料提出にあたって包括に事務負担が生じていることはない。
- 委員 包括としては、8割を超えても委託に出したいと考えているところもあると思うし、受けてくれるところにどんどん出すことが筋ではないかと思う。そのようなことを踏まえた上で、慎重にルールを作った方がよいのではないかと感じる。
- 事務局 運用のあり方はもう一度検討したい。
- 委員長 確認だが、今回の承認内容についてだが、資料6の最初のページに記載されている委託要件については、各包括が確認をした上で、委託事業者を選定しており、次ページの指定介護予防支援の公正中立性を確保するための運営基準の1から3の内容を市が確認済であるということ踏まえて提案しているということで間違いはないか。また、当協議会ではそれらを踏まえて内容を確認し承認をするとう流れ間違いはないか。
- 事務局 おっしゃる通りである。
- 委員長 そのほかは如何か。
それでは、地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託について承認ということでよろしいか。
(異議なし)
- 委員長 それでは、この議題について承認する。

(5) 地域密着サービスについて

【意見聴取事項(事後)】

地域密着型サービス事業所の指定に係る意見について

事務局から【資料7】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 資料14ページの平面図に、筋力トレーニングマシンがいくつか並んで表記されているが、字が小さく読みにくい。これらの機器は、指定要件には入っていないと思うが、記載するのであれば、もう少し見やすく出来なかったか。
- 事務局 ご指摘のとおり、記載するのであれば、もう少し大きく見やすくすべきだった。当協議会への提出資料にあたっては、事業所から提出された資料を市側で必要な補正を行ったものを提示しているが、今後はより見やすい資料作成に努めたい。
- 委員長 1件目の相談室について、資料3ページには「扉のある部屋」とあるが、資料6ページの写真ではカーテンのように見える。この記載について確認したい。
- 事務局 ご指摘のとおり、この事業所の相談室では写真の通りロールスクリーンでのプライバシー確保のための対策をとっている。
- 委員長 今回の資料の訂正はどのように行うのか確認したい。
- 事務局 資料3ページについて、口頭での資料訂正とさせて頂き、ホームページで公開する資料については訂正後の資料を掲載することとしたい。
- 委員長 承知した。そのほかは如何か。なければ、この議題はこれで終了とする。

【報告事項】

地域密着型サービス事業所等の指定更新について

事務局から【資料8】に基づき説明を行った。
質疑はなかった。

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の進捗状況について

【報告事項】

事務局から【資料9】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 資料3ページの(7)の②で、介護予防通所介護相当サービスの利用が必要な人の例の記載があるが、例の二つ目として、「1日デイサービスを利用するにいたることが必要な人」とあるが、標記の誤りではないか。
また、その後ろに、虐待等の困難ケースと記載されているが、これはどのような人を想定しているのか。また、資料7ページの各種事業の実績の人数の記載について、入門介護予防講座だと「(実)」となっているが、地域リハビリテーション活動支援事業では「(実人数)」と記載されている。意味することが同じであれば、同じ表現にした方がわかりやすいのではないか。

- 事務局 資料3ページの例示は「1日デイサービスを利用することが必要な人」が正しいので修正する。また、虐待等の困難ケースについては、虐待という強い言葉を使っているが、家庭の事情などで家にいる時間を短くしたい人という意味である。具体的にこのような人がどの位いるか把握しているわけではないが、そのような人もいと仮定し、例示している。また、資料7ページの記載については、委員のご指摘のとおりなので、今後の資料作成の際には記載方法を統一する。
- 委員 総合事業や一般介護予防事業をいろいろ頑張っていることは分かるが、財源として介護保険料が使われていることを考えると、事業の効果検証をしっかりと行い見直しを行うことも必要であると思う。
- 事務局 来年度の次期介護保険事業計画の策定にあたっては、今までの実績と評価を行いながら計画策定を行うので、その中で検討を行っていきたい。

3 情報提供

(1) 公募に基づく地域密着型サービス事業者の選定について

事務局から【資料10】に基づき説明を行った。
質疑はなかった。

(2) 令和8年度予算の概要について

事務局から【資料11】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 資料の2ページ目の重層的支援体制整備事業の表を確認すると、令和8年度は令和7年度に比べて予算規模が1%程度少なくなっている。この重層的支援体制整備事業は大変な業務であると思うのだが、昨年度よりもマイナスになっている理由について確認したい。
- 事務局 重層的支援体制整備事業は、非常に大きな枠組みの事業となっている。資料には、令和6年度まで特別会計介護保険費の中で実施しており、重層的支援体制整備事業として一般会計に移管したもののみを記載している。令和7年度と8年度と比較をして、8年度の方が減額になっている一番大きな理由は、地域包括支援センター運営事業に関する委託料である。この委託料は高齢者人口を元に金額の算定をしているが、高齢者人口が既に減少局面に入っているため、それに伴い減額になっている。
- 委員 承知した。
- 委員 資料4ページの法定研修の受講料補助は、対象となるケアマネジャーも皆喜ぶと思う。補助の対象となる事業所の範囲や手続きについて、今後、要綱が発出されるということ理解でよいか。

事務局 新年度の早い段階で制度周知を予定しているが、その時に一緒に要綱を
発出する予定である。

4 その他

事務局 前回の運営協議会でご質問のあった、申請から認定結果通知までの日数
について令和7年度の速報値を算出したので報告する。令和7年4月か
ら12月までの実績で41.6日である。令和6年度が43.1日であったため、
若干短くなっている。調査票調査を実施するまでの期間や、意見書入手
までの期間等が少しずつ短縮され、それらを積み重ねた結果、1.5日の期
間短縮となった。

5 閉会

次回の開催は令和8年6月25日（木）午後2時からを予定していることを事務局
（介護保険課長）から案内し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上